

「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」募集・選定要項

1 趣旨・目的

オリンピック・パラリンピック競技大会はスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもある。

2020年のオリンピック・パラリンピックの本県での開催は、国や世代を超えた交流が期待されており、本県の文化的魅力を国内外に発信する絶好の機会となる。

この機会を活かすためには、まず県民一人一人が多様で豊かな本県の文化資産を「宝」として再認識し、次世代へ継承していくことが重要となる。

そこで、「次世代に残したいと思う『ちば文化資産』」を県民参加により募集・選定し、未来にも誇れるちば文化を県民が再発見する契機とするとともに、国内外の人々との交流を通じた地域の活性化を図る。

2 『ちば文化資産』の対象

(1) 『ちば文化資産』について

『ちば文化資産』は、県民参加により選定した、多様で豊かなちば文化※の魅力の特徴づけるモノやコトとする。伝統的なものに限定せず、現代建築や景観等、千葉県内の文化的魅力を発信するモノやコトを含む。

※ ちば文化は、古くから伝えられた文化、様々な交流によってもたらされた文化、県内各地で取組まれている新しい文化、それらの融合により創り出された文化など、多様で豊かな文化である。：「第2次ちば文化振興計画」抜粋

(2) 『ちば文化資産』の範囲

『ちば文化資産』の範囲は次の①から③とし、具体例は別紙のとおりとする。

- ① 建造物、庭園、遺跡
- ② 文化的景観、街並み
- ③ イベント・祭り、郷土芸能、伝統芸能、郷土料理

3 『ちば文化資産候補』の募集

一般の方から広く募集するとともに、市町村、県域芸術団体、県庁内各課からも『ちば文化資産候補』を募集する。

自薦、他薦を問わず、県民に限定しない。

(1) 応募方法

ア インターネットの場合

県ホームページ（「ちば文化資産候補」で検索）の応募フォームから送信

イ 郵送の場合

募集チラシの裏面、又は県ホームページ（アと同様）から応募用紙をダウンロードし、必要事項を記入し郵送。

若しくは、氏名、連絡先、候補の名称及び所在市町村（複数市町村にまたがる場合はすべての市町村を記載）、その他参考情報を記載の上、郵送。（この場合、様式を問わない。）

<郵送先> 〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

千葉県環境生活部県民生活・文化課文化企画班

(2) 募集期間 平成29年10月20日（金）から12月15日（金）16時（必着）

4 『ちば文化資産候補』の選定

3で応募のあったものの中から有識者等の意見を踏まえて『ちば文化資産候補』を選定する。

選定に当たり、評価の視点を次の①～⑥のとおりとする。

- ① ちば文化の魅力の特徴づける優れた文化資産であるか
- ② 次世代に継承する価値があるか
- ③ 新たな視点を加えたものか
- ④ 伝統的に受け継がれてきたものか
- ⑤ 保存・継承する取組がされているか
- ⑥ 見聞・体験できる機会が確保されているか

5 『ちば文化資産』の選定

4で選定された候補について県民の皆様による投票を行い、その結果を踏まえて、『ちば文化資産』を選定する。

投票は平成30年3月頃から開始予定。方法等については、別に定める。

選定した『ちば文化資産』は、文化プログラムをはじめとして、各種事業に活用していく。

6 その他

(1) 免責事項

県は、『ちば文化資産』の募集及び選定に起因して生じた損害に対して、一切の責任を負わない。

(2) 著作権について

『ちば文化資産』の募集・選定に関し県に提出されたすべてのものの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、『ちば文化資産』の募集・選定及びその後の公表に関し必要な範囲（広報（印刷物における複製、頒布及びインターネットホームページにおける利用）を含む）において、県及び県が指定するものが無償で使用する権利並びに必要な加工、編集を行う権利を有するものとする。

著作者人格権は、県及び県が指定するものに対し行使しない。

(具体例)

項目	例	備考
①建造物、庭園、遺跡 (単体又は複数による構成)	現代建築、庭園、公園、ダム、橋梁、 駅舎、古民家、寺社仏閣、古墳・貝塚など	現存しておらず痕跡も残っていないものは対象外。文化財として指定されているかは問わない。
②文化的景観・街並み	思想、信仰又は文学作品・メディア芸術等の舞台となった景観、工場夜景、水郷、棚田、里山、宿場町、門前町、城下町の街並みなど	
③イベント・祭り、郷土芸能、伝統芸能、郷土料理	祭り・イベント、郷土料理(太巻きずし、なめろう、さんがなど)、年中行事、村歌舞伎、神楽、囃子など <u>〇〇フェスタ、〇〇カーニバルのような地域のイベントも含む。</u>	文化財として指定されているかは問わない。